

※ 書類不備等における対応

対応期間 内容		事前受付期間	随時受付期間
		令和4年11月7日から 令和5年3月17日まで	令和5年3月18日以降
申請書	未記入 誤記入	<p>申請を受理できる場合</p> <p>添付書類により内容の確認が行えた場合は、未記入（誤り）箇所に補正した写しを受理票に合わせて返送しますので、電子データ提出時に必ず補正したものを提出してください。</p> <p>申請を受理できない場合</p> <p>添付書類により内容の確認ができない場合は、軽微なものであっても申請書の未記入（誤り）内容を明記のうえ、申請書類一式を返送します。</p>	<p>申請を受理できる場合</p> <p>添付書類により内容の確認が行えた場合は、未記入（誤り）箇所に補正した写しを受理票に合わせて返送しますので、電子データ提出時に必ず補正したものを提出してください。</p> <p>申請を受理できない場合</p> <p>軽微なものであれば、電話・メール等により連絡しますので、再送付（回答）してください。 ※ 連絡後、1ヶ月以上送付がない場合は、申請書類一式を返送します。</p>
		<p>原則一部であっても必要書類の不足・不備等内容を明記のうえ、申請書類一式を返送します。</p>	<p>一部であれば、電話・メール等により連絡しますので、追加分（補正したもの）を送付してください。 ※ 連絡後、1ヶ月以上送付がない場合は、申請書類一式を返送します。</p>
返信用封筒	なし	<p>申請を受理できる場合</p> <p>電話・メール等によりお知らせいたします。なお、受理票は発行しませんので、ご了承ください。</p>	<p>申請を受理できる場合</p> <p>電話・メール等によりお知らせいたします。なお、受理票は発行しませんので、ご了承ください。</p>
		<p>申請を受理できない場合</p> <p>申請書類一式を<u>着払い等</u>により返送します。</p>	<p>申請を受理できない場合</p> <p>受理できることが見込めない場合は、申請書類一式を<u>着払い等</u>により返送します。</p>

※ 上記の対応は基本であり、状況により異なる対応をすることがあります。

※ 変更届についても、同様の取扱いとします。

※ 申請書類一式を返送する際に重量超過等により料金不足の場合は、不足分受取人払いにて返送しますので、ご了承ください。